



発行 新潟県
第8号
 令和6年1月30日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

- 訓 令
- 1 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（行政改革課）
- 告 示
- 87 新潟県情報公開条例により定めた法人の一部改正（法務文書課）
 - 88 県税の納期限等の延長（税務課）
 - 89 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
 - 90 計量法による指定定期検査機関の指定の更新（産業政策課）
 - 91 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
 - 92 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
 - 93 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
 - 94 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
 - 95 換地処分（農地整備課）
 - 96 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

訓 令

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年2月1日から実施する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
(略)	<u>土木部都市局営繕課</u> <u>三条市上須頃5001番1</u>
(略)	<u>県央基幹病院建設現</u>
(略)	<u>場事務所</u>
(2) (略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)

告 示

◎新潟県告示第87号

新潟県情報公開条例により定めた法人（平成18年4月新潟県告示第629号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角英世

「財団法人 新潟県文化振興財団」、「財団法人 新潟県中越大震災復興基金」、「財団法人 新潟県中越沖地震復興基金」、「財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター」、「財団法人 環日本海経済研究所」、「財団法人 新潟県勤労者福祉振興協会」、「財団法人 新潟県水産振興基金」、「新潟県漁業信用基金協会」、「財団法人 にいがた森林整備担い手財団」、「財団法人 新潟県建築住宅センター」、「新潟万代島総合企画株式会社」、「新潟国際海運株式会社」及び「佐渡汽船株式会社」を削る。

◎新潟県告示第88号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第58条第1項後段及び同条第2項の規定による自動車税の環境性能割の納付並びに条例第69条第1項後段及び第69条の2の規定による自動車税の種別割の納付並びに地方税法附則第29条の12第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角英世

地域

富山県、石川県

◎新潟県告示第89号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角英世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：H X E、Hydroxetine）及びその塩類
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名：4-HO-EPT）及びその塩類
- (3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート（通称名：EDMB-PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和6年1月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第90号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2第1項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角英世

1 名称及び所在地

一般社団法人 新潟県計量協会
三条市興野一丁目13番45号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

- 3 指定区域
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日
令和6年1月16日

◎新潟県告示第91号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	1者	真中池田602番ほか1筆 0.2ha
阿賀野市	1者	関屋413番1ほか29筆 3.0ha
新潟市	5者	江南区横越新田郷5615番1ほか107筆 11.4ha
長岡市	4者	百束町（土地改良）3396番ほか28筆 5.7ha
見附市	1者	葛巻西町140番ほか2筆 1.8ha
小千谷市	1者	東吉谷藤田沢甲850番1 0.1ha
南魚沼市	1者	長崎原芝野2581番1ほか6筆 0.9ha
上越市	3者	柿崎区下小野宮ノ下10番ほか9筆 2.4ha
糸魚川市	1者	羽生1876番ほか6筆 0.7ha
合計	18者	197筆 26.2ha

2 認可年月日

令和6年1月30日

◎新潟県告示第92号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 諸長						
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤						
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	倉科 和典 田口 裕一	玄米 玄米	K152023009 K152023010				
備 考	略称『諸長』 令和6年1月30日 農産物検査員2名の新規登録。検査員合計9名。						

◎新潟県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和6年1月31日から令和6年2月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月30日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	西蒲原 土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	新潟市南区役所 新潟市西区役所 新潟市西蒲区役所 燕市産業振興部 農政課 西蒲原郡弥彦村 役場 長岡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営上ノ山地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年1月31日から令和6年2月29日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び牧区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第95号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業 浦田福島地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第96号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正し、令和6年2月1日から実施する。

令和6年1月30日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削る。

改正後		改正前	
3 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。) 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。) 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
(略)		(略)	
魚沼 (" ")	十日町市	越後おぢや (" ")	小千谷市
		十日町 (" ")	十日町市
(略)		(略)	
		北魚沼 (" ")	魚沼市
(略)		(略)	
		津南町 (" ")	中魚沼郡 津南町
(略)		(略)	